

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 10 号

四日市市職員定数条例の一部を改正する条例

四日市市職員定数条例（昭和 36 年四日市市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第 2 条関係）	
機関名	職員定数
（略）	
消防部局の職員	<u>361 人以内</u>
（略）	
合計	<u>3,000 人以内</u>

改正前	
別表（第 2 条関係）	
機関名	職員定数
（略）	
消防部局の職員	<u>320 人以内</u>
（略）	
合計	<u>2,959 人以内</u>

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（総務部人事課）